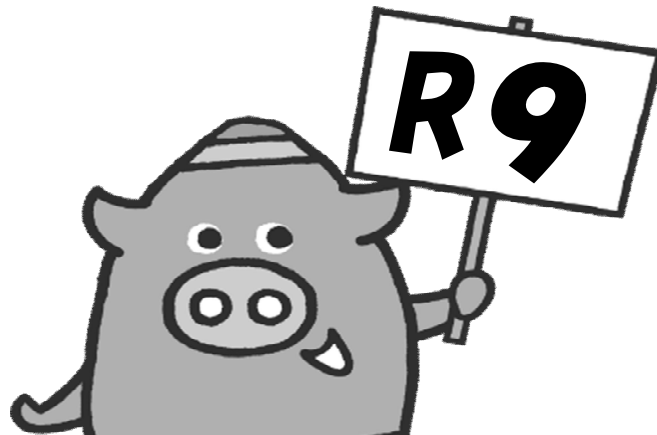


令和9年度 村立保育所・認可保育園及び 認定こども園（2号/3号認定） 入所案内

令和9年4月1日～令和10年3月31日までの
入所申込みについてご案内します。



■ お読みください ■

- 入所（受付）に必要な事項を記載しています。よくお読みいただき、お申し込みください。
- 必要書類は全てそろえて提出してください。不備の場合は受付できません。
- 施設へ入所できる児童数には限りがあり、入所できないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 書類の不備がある場合は、ショートメールサービスでお知らせすることがあります。

新年度入所向け申込受付について（令和9年4月入所向け）

受付期間：令和8年9月7日（月）～令和8年10月2日（金） ※土・日・祝日は除く。
※ただし、9月26日（土）午前9時～午前11時は受付を行います。
受付時間：午前9時～午前11時、午後1時15分～午後5時まで
上記期間を過ぎた場合、4月入所選定から外れますので、必ず期間内に申し込んでください。

年度途中入所向け申込受付について（令和9年5月以降入所向け）

受付期間：入所希望月の前々月
（6月1日から入所希望の方は、4月30日までに申し込みが必要（土日祝日を除く））
受付日時：平日 午前8時30分～午後5時15分 ※読谷村役場開庁時間に準ずる
上記期間を過ぎた場合、対象月入所選定から外れますので、必ず期間内に申し込んでください。

■ 入所対象児童について ■

読谷村に住所を有し、生後6か月目になる月～小学校就学前までの「**保育が必要な乳幼児**」を対象とするため、どの児童も無条件に入所できるものではありません。また、医師等の診断により集団保育が可能と認められた場合に限りします。

■ 受付期間、場所など ■

新年度入所向け申込受付について（令和9年4月入所向け）

新規申込者	受付期間 及び 受付時間	令和8年9月7日（月）～令和8年10月2日（金） 午前9時～午前11時、午後1時15分～午後5時まで ※土・日・祝日は除く。 ただし、令和8年9月26日（土）午前9時～午前11時は受付を行います。
	受付場所	読谷村役場 1階こども未来課前会議室 ☎ 098-982-9240
	郵送受付	郵送でも提出できます。ただし、以下の点にご注意ください 【注意事項】受付期間内（10月2日まで）に必着です。 受付期間終了後に到着したり、書類に不備がある場合は4月入所選定から外れます。 追跡可能な郵便（特定記録郵便、書留郵便等）で郵送ください。 郵送事故等については、一切責任を負いかねますのでご了承ください。
在園児	すでに保育所等に入所している園児については、受付場所は各保育所等となります。 7月31日（金）～8月19日（水）の間に、現在通っている保育所等に提出してください。	

※修正等する場合は、訂正印が必要です。受付に来られる際は、印鑑（認印可）をお持ちください。
※転入予定の方の申込も受付します。ただし、令和9年3月5日（金）までに転入手続きが必要です。

年度途中入所向け申込受付について（令和9年5月以降入所向け）

受付期間 及び 受付時間	入所希望の前々月 午前8時30分～午後5時15分まで ※読谷村役場開庁時間に準ずる ※土・日・祝日は除く。
受付場所	読谷村役場 1階こども未来課 ☎ 098-982-9240
郵送受付	郵送でも提出できます。ただし、以下の点にご注意ください 【注意事項】受付期間内（入所希望の前々月まで）に必着です。 受付期間終了後に到着したり、書類に不備がある場合は入所選定から外れます。 追跡可能な郵便（特定記録郵便、書留郵便等）で郵送ください。 郵送事故等については、一切責任を負いかねますのでご了承ください。

※修正等する場合は、訂正印が必要です。受付に来られる際は、印鑑（認印可）をお持ちください。
※転入予定の方の申込も受付します。ただし、入所前月の20日までに転入手続きが必要です。（6月1日から入所希望の方は、5月20日までに転入手続きが必要です。）

1号認定と2号認定の併願

認定こども園（喜名こども園）においては、1号認定および2号認定の申込受付先が読谷村役場こども未来課となり、申込後に入所定員を超過する場合は利用調整を行うため、1号認定と2号認定の併願を行うことはできません。

ただし、入園を希望する施設へ直接申込する私立幼稚園の1号認定と認定こども園の1号認定の場合や、私立幼稚園の1号認定と認定こども園の2号認定の場合等においては、併願が可能です。その際、利用調整の結果、2号認定で保育園や認定こども園に入所が決定した場合は、原則として2号認定で入所決定した施設に入所いただくことを前提としておりますので、ご理解の上、お申込ください。

○併願ができる例

- ・私立幼稚園1号認定と認定こども園1号認定
- ・私立幼稚園1号認定と認定こども園2号認定
- ・公立幼稚園1号認定と認定こども園2号認定

○併願ができない例（読谷村役場こども未来課で申込受付を行い、利用調整を行うもの同士）

- ・認定こども園1号認定と認定こども園2号認定
- ・認定こども園2号認定と公立・認可保育園2号認定（それぞれ別々の申込とすることはできませんが、1つの2号認定申込として希望園で認定こども園と公立・認可保育園を希望することは可能です）

■ 注意事項 ■ ※必ずお読み下さい。

保育所等の申込に際して

- 児童に発達の違いや疾病等があると思われる場合は、入所申込時に「発育状況調査表」に記載のうえお申し出ください。
- 食物アレルギーがある児童の食事については、各施設で対応できる範囲が異なります。必ずしも保護者のご要望に沿えるとは限りません。入所決定園で対応できない場合は、転園（退所）となることもあります。入所申込時に必ずお申し出ください。
- 施設における集団生活に支障がある場合は、施設を利用できないことがあります。また、保護者・児童・施設との間で、日本語による意思疎通・コミュニケーションが取れることが必要です。
- 随時、職場確認の電話を致します。その際に就労確認が出来ない方や、就労証明書と内容が違う方は審査の対象から外れますのでご注意ください。
- 入所決定は、書類審査や家庭状況の調査等（実態調査等を含む）により決定し、後日通知します。
- 在園児で新年度の申込を他園に希望される場合は、新規の申込となります。希望する園に入園できなかった場合は、在園施設に戻れる保障はありません。

保育所等の入所後

- 就労状況の変更等で、保育時間（標準時間・短時間）の変更や認定こども園での認定区分の切替を希望する場合は、前月の20日までに確認書類を添えて変更申請書をご提出ください。（月の途中で変更することはできません）
- 申請内容や添付書類（就労証明書等）に虚偽がある場合は、退所・支給認定の取り消し及び保育給付の額に相当する金額の全部または一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収します。
- 施設入所後にも現況確認のため、電話・訪問等による就労等状況調査や「就労証明書」等の再提出がありますので、ご了承下さい。
- 保護者の就労先の変更・退職や妊娠・出産・育児休業など入所時と家庭の状況が変わった場合は、こども未来課まで必ずご連絡下さい。（もし、連絡がなく退職等が判明した場合は途中退所になります。また、認定こども園2号認定では1号認定へ切替となります。）
- 1ヶ月以上欠席する場合は、必ずご連絡ください。連絡なく1ヶ月以上欠席する場合、入所する要件に該当しない等とみなして退所となります。また、児童の病気治療や療養等により欠席する場合も2ヶ月を超える場合は退所となります。（欠席している間も保育料は発生します）
- 退所する場合は、退所希望月の20日までにこども未来課へ退所届を提出してください。

■ 利用できる家庭の条件 ■

保護者が読谷村に住所を有し、下記のいずれかの条件に該当していることが必要です。

理 由	保護者の状況	保育必要量
就 労	就労時間が、1ヶ月で60時間以上あること ※就労時間は、労働契約上の正規の時間（休憩時間を含む。）とし、残業時間は含まない。	標準時間： 月 120H 以上就労 短時間： 月 120H 未満就労
妊 娠 出 産	母親が出産の前後（それぞれ2ヶ月の期間）であること。	標準時間
保護者の疾 病・障がい	病気または障がいのため保育が困難であること。	診断書等での判断
病人の介 護・看護	同居の親族を常時介護又は看護していること。 ※子ども・子育て支援法施行規則より	
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。	標準時間
求職活動 (起業準備 を含む)	求職活動を継続的に行っていること。(※入所期間：最長3ヶ月間)	短時間
就 学	子ども・子育て支援法施行規則に規定されている大学や専門学校、職業訓練校等に通っていること。 ※短時間の習い事、塾、自動車教習所、教室等は含まない	就労の条件と同じ
虐待等のおそれ	虐待やDVのおそれがあること。	標準時間
育児休業	育児休業取得中に既に保育所等を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること。 ※現在育児休業中で、新規入所申込みの場合は、入所後1か月以内に職場復帰が可能な方のみ申込み可能です。	短時間
その他	上記以外の特別な事情があると認められる場合。	状況により判断

求職活動について

- 求職活動を理由に申込をされる方は、入所後3ヶ月以内に就労することが必要です。保育実施終了月の10日前までに「就労証明書」等の提出がない場合は翌月から退所となります。
- 同一年度で、求職活動を理由とする複数回の利用及び継続入所はできません。
- 求職活動で入所の場合は、保育短時間利用になります。

【待機となった場合・・・】

- 求職活動での入所選考対象期間は3ヶ月間です。選考対象期間を継続される方は、求職活動申告書等を再提出してください。

育児休業について

- 育児休業中は入所要件に該当しないため、入所できません。ただし、育児休業開始前から保育所等を利用していた児童については、育児休業を理由として同一施設への継続入所の希望ができます。(入所期間：育児休業対象児童が2歳に達する日まで)
- 育児休業の復帰を条件として就労で新規の申込される方は、入所後1か月以内に職場復帰することが条件です。(4月入所の場合は、5月1日までに復職することが条件です。復職が確認できない場合は退所となり、認定こども園2号認定では1号認定の切替となります。それ以降に職場復帰をする場合は、5月以降からの入所対象および入所選定となります。)
- ※ほかの兄弟児が入所保留となっている場合や保育所等に入所していない場合でも職場復帰が必要です。
- 育児休業で入所の場合は、保育短時間利用になります。
- 育児休業延長のための証明書が必要な方は、こども未来課までご連絡ください。発行まで1週間程度期間を要します。

■ 支給認定と利用区分について ■

保育の必要性の認定申請

子ども・子育て支援制度では、保育所等の利用を希望する場合には、市町村に認定を申請し、市町村から認定を受けなければなりません。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用先	
満 3 歳以上の場合	「保育の必要な事由」に該当しない	1 号認定	幼稚園	認定こども園
	「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	2 号認定	保育所等	
満 3 歳未満の場合		3 号認定		

利用区分（保育必要量）について

保護者の状況を確認し、保育利用時間を「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定をします。それぞれの保育必要量に応じて以下の保育利用時間が設定されます。

利用区分	就労時間	利用時間
保育標準時間	月 120 時間以上 両親（ひとり親含む）のフルタイム就労を想定	最長 11 時間
保育短時間	月 60 時間以上 120 時間未満 両親またはいずれかがパートタイム就労を想定	最長 8 時間

※就労時間は、労働契約上の正規の時間（休憩時間を含む。）とし、残業時間は含みません。

■ 利用時間について ■

保育時間と延長保育料

■ 月～金曜日

○ 保育標準時間

通常保育（11 時間）		①延長保育 300 円
7 : 00	18 : 00	19 : 00

○ 保育短時間

②延長保育 150 円	通常保育（8 時間）		③延長保育 150 円	④延長保育 150 円	⑤延長保育 150 円
7 : 00	8 : 00	16 : 00	17 : 00	18 : 00	19 : 00

■ 土曜日

- ・ 保育標準時間 7 : 00～18 : 00 まで
- ・ 保育短時間 8 : 00～16 : 00 まで
- ・ 土曜日の延長保育はありません。

ただし、保育士の研修等の為、半日保育または休園になることがありますので、あらかじめ各施設にご確認ください。

■ 休園日 日曜日、祝祭日、年末年始、慰霊の日等

■ 延長保育の利用について

延長保育の利用対象者は、保護者の就労形態の多様化や通勤時間等の実態により、保育時間の延長が必要な方です。

○延長保育の月極利用（利用する際は、直接施設へお申込ください。）

金 額	1 時間 3,000 円	2 時間 4,000 円	3 時間 5,000 円	4 時間 6,000 円
利用時間帯	①のみ、②のみ、 ③のみ	②+③ ③+④	②+③+④ ③+④+⑤	②+③+④+⑤

■ 認定こども園について ■

認定こども園とは、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。具体的には、これまで幼稚園で行ってきた幼児教育（3歳～5歳）と保育所等で行ってきた保育（0歳～5歳）について、認定こども園では同一施設内で一体的な教育・保育サービスの提供を行います。

読谷村では、令和8年3月31日をもって村立（公立）の喜名幼稚園が閉園し、令和8年4月1日から新たに「公私連携型認定こども園 喜名こども園」に移行しました。喜名こども園は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までは仮設園舎（座喜味2976番地1）で運営を行い、令和10年4月1日からは旧喜名幼稚園敷地内に整備する新園舎へお引越しのうえ運営を行います。

※古堅南幼稚園と渡慶次幼稚園についても、令和10年4月と令和12年4月の開所に向けて、それぞれ公私連携型認定こども園への移行作業を進めていきます。（移行順序は令和9年3月を目途に決定していきますので、詳細が決まりましたら村広報誌やホームページでお知らせします）また、古堅幼稚園と村立南保育所については、両園を統合した公立認定こども園（分園型）として令和10年4月開所に向けて移行作業を進めていきます。

※校区内児童の優先的な利用調整や継続利用（持ち上がり）時の在園保証の取扱いをはじめとする各種入所要件については、現行の喜名こども園と同様となりますので、詳細は各年度の入所案内をご確認下さい。

校区内児童の優先調整

認定こども園では、1号認定の3歳児から5歳児、2号認定の5歳児の入所にかかる利用調整において、入所申込が利用定員を超過する場合は小学校区内の児童を優先的に利用調整を行います。

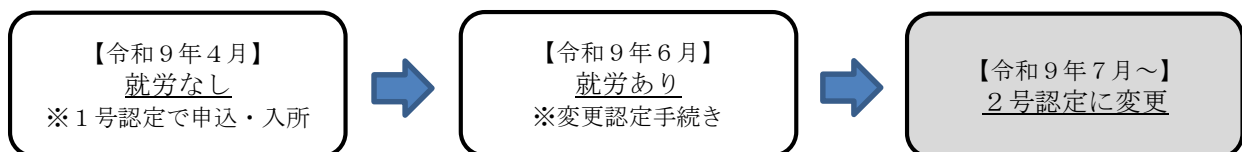
※認定こども園では、0歳から4歳まで現在通っている園を継続利用（持ち上がり）を希望する際は、校区内外に関わらず、新規申込者に先立って在園児童の利用調整を優先的にを行います。ただし、1号認定及び2号認定において、4歳から5歳で継続利用（持ち上がり）を希望する場合、校区内の児童は在園児童としての利用調整を優先的にを行います。校区外の児童は新規申込者と同等に利用調整を行い、入所対象者を決定します。

※新規で入所する場合の申込において、校区内児童として優先的に利用調整を行う際の対象児童は「第1希望を対象校区の認定こども園」としている児童となります。第2希望以下で対象校区の認定こども園を希望している場合は、第1希望で当該認定こども園以外の入所意向があるものと解し、校区内児童としての優先的な利用調整は行わず、校区外児童と同等に利用調整を行います。

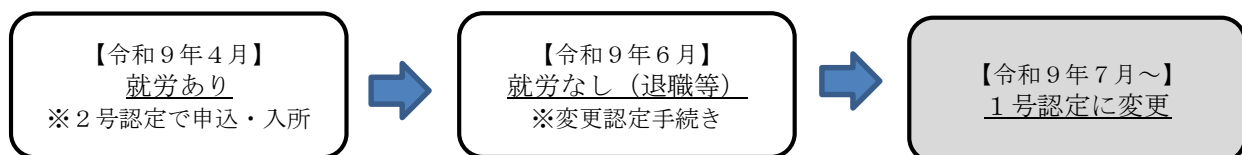
1号認定と2号認定の切替について

認定こども園における1号認定は、「保育の必要な事由に該当しない」方が対象となるため、入所後に保護者の就労等により「保育の必要な事由」が新たに発生した場合に限り、2号認定への認定区分の変更を認めます。（その場合でも、認定区分の変更は翌月からの変更となるため、変更を希望する前月の20日までに確認書類を添えて変更手続きを行う必要があります）

○認定区分の変更が認められる例

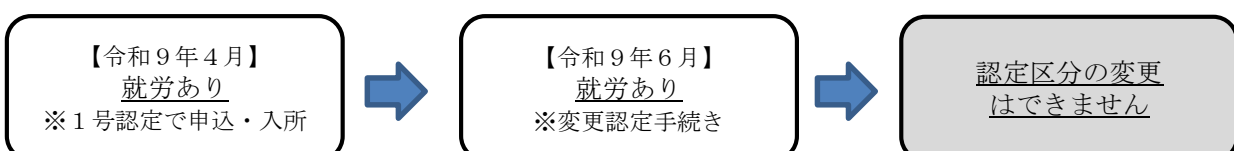


※上記の場合でも、4月分から6月分までの一時預かり保育料は有償となります。



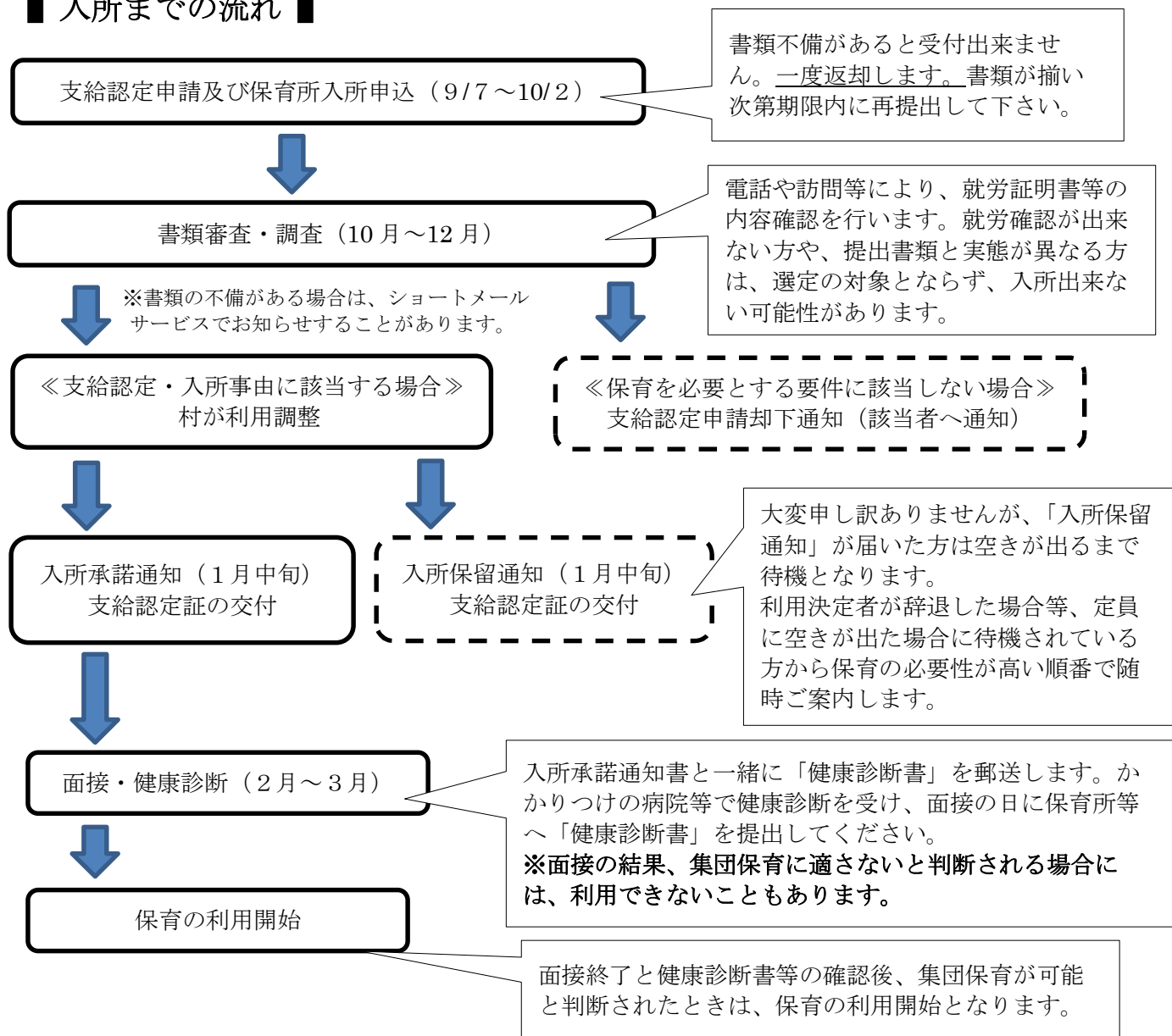
※上記の場合では、7月分から一時預かり保育料が有償となります。

○認定区分の変更が認められない例



※保育の必要性がある場合（就労あり等）は1号認定での入所申込はできず、2号認定での入所申込となります。

■ 入所までの流れ ■



■ 入所保留者について ■

入所保留者については、今後施設に空きが出た際（退所者が生じた場合等）に、毎月選定を行います。退所者は毎月 20 日までに届け出ることとなっており、その後入所選定を行ったうえで入所対象者へ個別に連絡を行います。そのため、入所の案内が入所月の直前になることもございますので、あらかじめご了承ください。（入所希望施設の見学を希望する場合は事前に行っていただくようお願いします）

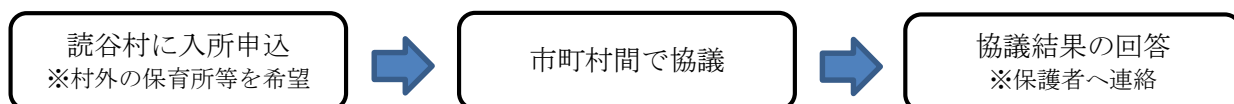
※毎月選定の際、入所の案内ができない方へのご連絡はいたしませんので、ご了承ください。

※申込みを希望された方で、今年度保育所等の入所をご希望されない場合は、「辞退届」の提出が必要となります。こども未来課窓口にご来庁いただき、ご記入をお願いします。

■ 広域利用（他市町村の保育利用）について ■

広域利用とはお住まいの市町村以外の認可保育園・認定こども園に入所を希望する場合、市町村間で協議を行った後に希望する保育施設への入所が可能となる制度です。

読谷村外の保育施設の利用を希望する場合は、本村にて P.9～10 記載の必要書類を提出のうえ申込受付を行い、市町村との協議を行います。協議には時間がかかるほか、申込期限等が自治体によって異なるのであらかじめ入園を希望する施設が所在する自治体に確認し、前もってご提出ください。



※広域利用の場合、次年度も同じ園の利用を希望する場合でも、在園保証はなく、希望先の市町村で新規申込と同等に選考されます。選考の結果、希望する施設へ入所できなかった場合は、そのまま退園となることもあります。

■ 保育料について ■

保育料は児童の年齢（認定区分）と、**保育所・認定こども園を利用する児童の父母**及びそれ以外の扶養義務者（同居の祖父母等）の村民税所得割課税額の合算額によって決まります。また、施設によっては教材費等を徴収することがありますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

※所得割課税額は、住宅借入金等特別控除、寄付控除、電子証明等特別控除額、配当控除、外国税額控除を適用する前の税額です。

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分			徴収基準額（月額）			
			0～2歳児の保育料		3歳児以上の給食費	
階層	定 義		標準時間	短時間	標準・短	給食費は実費徴収となります。 ※令和9年4月1日時点で3歳～5歳が該当。 ※年度途中で3歳になった場合は翌年度から無償となります。 【例】世帯状況 父・母・小学2年生・幼稚園児・本人（2歳）の場合の第○子のカウント方法 小学2年生→カウントしない 幼稚園児→1人目 本人→2人目 ※年収360万円未満相当の世帯の場合は、算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃されます（P.8 参照）
1	生活保護世帯	第1子	0	0	0	
		第2子			0	
		第3子			0	
2	市町村非課税世帯	第1子	0	0	0	
		第2子	0	0	0	
		第3子	0	0	0	
	市町村非課税世帯のうち 母子・父子・障がい者世帯	第1子	0	0	0	
		第2子			0	
		第3子			0	
3	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	第1子	17,500	14,500	1,000	
		第2子	8,750	7,250	1,000	
		第3子	0	0	0	
	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満のうち、母子・父子・障がい者世帯	第1子	8,250	6,750	1,000	
		第2子	0	0	0	
		第3子	0	0	0	
4	市町村民税所得割課税額 48,600 円以上 57,700 円未満	第1子	27,000	24,000	1,000	
		第2子	13,500	12,000	1,000	
		第3子	0	0	0	
	市町村民税所得割課税額 57,700 円以上 97,000 円未満	第1子	27,000	24,000	6,000	
		第2子	13,500	12,000	6,000	
		第3子	0	0	0	
	市町村民税所得割課税額 48,600 円以上 77,101 円未満のうち 母子・父子・障がい者世帯	第1子	9,000	9,000	1,000	
		第2子	0	0	0	
		第3子	0	0	0	
5	市町村民税所得割課税額 97,000 円以上 169,000 円未満	第1子	33,500	30,500	6,000	
		第2子	16,750	15,250	6,000	
		第3子	0	0	0	
6	市町村民税所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	第1子	37,800	34,800	6,000	
		第2子	18,900	17,400	6,000	
		第3子	0	0	0	
7	市町村民税所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	第1子	40,000	37,000	6,000	
		第2子	20,000	18,500	6,000	
		第3子	0	0	0	
8	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	第1子	50,000	47,000	6,000	
		第2子	25,000	23,500	6,000	
		第3子	0	0	0	
第○子のカウント方法→就学前児童からカウントして保育所利用児童が第○子かで判断します。						

保育料の軽減について

保育所入所児童が下記の場合は保育料が軽減されます。

- 1ー 同一世帯から2人以上保育所等に入所している場合
- 2ー 同一世帯から幼稚園・認定こども園と保育所等（認可保育園、企業主導型保育施設等）の利用がある場合
- 3ー 同一世帯から特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用がある場合

○2、3の場合、入所後4月末日までに在園証明書（こども未来課指定の様式）の提出が必要です。

※ただし、読谷幼稚園・渡慶次幼稚園・古堅幼稚園・古堅南幼稚園・読谷中央幼稚園を利用する場合は、提出の必要はありません。

※一時預かりを利用されている児童は、軽減の人数にカウントされません。

多子軽減について

年収 360 万円未満相当の世帯については、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃されます。

【市町村民税非課税世帯】

第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃されます。

【市町村民税所得割額 57,700 円未満の多子世帯】

第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され、第 2 子を半額、第 3 子以降は無償となります。

【市町村民税所得割額 77,101 円未満のひとり親・障がい世帯】

第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され、第 2 子以降は無償になります。

保育料切り替え時期

保育料は、毎年 9 月に切り替え作業を行います。村民税の賦課決定が毎年 6 月になっていることから、4～8 月は前年度分の村民税額、9～3 月は当年度分の村民税額により保育料を決定します。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
保育料の算定方法	前年度（令和 8 年度）の市町村民税額で算定					当年度（令和 9 年度）の市町村民税額で算定						

読谷村で村県民税が課税されている方については、公簿（課税台帳）により課税状況を確認します。村外からの転入の場合は、提出されたマイナンバーにより、情報連携を行い、課税状況を確認します。

税の修正申告等により税額が変更になった場合は、該当する月に遡り保育料の変更を行います。この変更で生じた過不足分は調整（納入、充当、還付）となります。

○令和 8 年度の村民税額……令和 7 年 1 月～12 月までの収入等を基に算定されています。

○令和 9 年度の村民税額……令和 8 年 1 月～12 月までの収入等を基に算定されています。

保育料の階層変更について

下記に該当する世帯は、保育料の階層変更となる場合があります。

- 修正申告をした場合
- 保育の利用区分（保育必要量）が変更になった場合

●世帯の状況が変更となった場合、保育料が変更になることがありますので、ご連絡下さい。

- 例
- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ・ひとり親世帯となった場合 | ・障がい者扶養世帯となった場合 |
| ・祖父母等と同居になった場合 | ・婚姻した場合 |
| ・児童扶養手当が認定・停止・廃止された場合 | |
| ・生活保護の開始、停止、廃止になった場合 | |

寡婦（夫）控除のみなし適用の申請について

婚姻歴の無い母子（父子）が対象となります。

申請及び「寡婦（夫）控除のみなし適用」の詳細については、こども未来課までお問合せ下さい。

【注意事項】

- 「寡婦（夫）控除のみなし適用」は、保育料算定のみ適用されます。
- 「寡婦（夫）控除のみなし適用」を行っても保育料が減免されない（変更がない）ことがあります。
- 「寡婦（夫）控除のみなし適用」を希望する方は、毎年度申請が必要です。

保育料算定資料の提出が無い場合について

保育料は令和 8 年度及び令和 9 年度の市町村民税額によって算定します。算定の際に税情報が確認できない場合は、「仮算定」となり、最高額（第 8 層：50,000 円）で算定しますので、書類の提出、未申告の方は申告を行ってください。

※令和 8 年 1 月 1 日に読谷村に住民登録がない方のうち、国外居住していた方や軍人・軍属の方は、2025 年中の収入が確認できる書類を提出して下さい。（Wage and Tax Statement 等）

保育料の納付について

保育料は、毎月 10 日（土日・祝日にあたる場合は翌営業日）に口座振替となります。

※保育料を滞納した場合は、児童手当からの特別徴収や、差し押さえ等の滞納処分を行うことがあります。

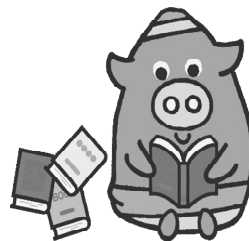
■ 申込に必要な書類 ■

入所を希望される場合は必ず下記の該当書類を揃えて提出して下さい。

なお、書類不備の場合は、受付できませんのでご注意下さい。

○兄弟児同時申込の場合、共通証明はコピー可。

○各証明用紙はA4用紙でのコピーをお願いします。



① 全員提出が必要な書類

提出チェック	申込者全員が必要なもの
☐	保育所入所申込兼支給認定申請書（児童台帳）
☐	保育所及び認定こども園入所等に関する確認事項・同意書
☐	発育状況調査表

② 保育を必要とする証明

父	母	項目	必要な書類
☐	☐	【就労】 ・月 60 時間以上就労している方 ・育児休業から復帰する方	◎就労証明書 ※申請後、就労時間等に変更があり利用調整点数の変更を希望する場合は、10 月 31 日までに書類の再度提出が必要です。 ※令和9年4月1日時点で雇用期間が切れて更新の予定がない場合の申し込みは無効となります。 ※育児休業から復帰する方は、育児休業期間と復職日の記載も必要です。
☐	☐	【就労】※自営業の方 ＜添付資料について＞ ※父、母ともに同じ自営業で添付資料が全く同一になる場合は、一部のみ提出してください。	◎就労証明書 + 自営業申立書 + 下記①と②の書類の添付資料 ① 令和8年度 税申告書の写し ②ア～エの書類のいずれか一つ ア 個人事業開業届出書の写し イ 保健所等公的機関が発行する「営業許可証」等 ウ 開業している事実が記載されている資格証 エ 上記の書類がない場合は、その業態に応じた自営業者としての証拠資料
☐	☐	【就労】※内職の方	◎内職証明書(発注者の証明)
☐	☐	【出産・妊娠】※出産予定の方	親子健康手帳(母子保健手帳)の写し (手帳の表面と出産予定日記載欄の写し)
☐	☐	【保護者の疾病・障がい】 ※病気療養中の方	◎診断書(担当医による証明) ※療養期間をすぎると申込みは無効になります。
☐	☐	【病人の介護・看護】 ※同居親族であること	◎診断書(担当医による証明) ◎介護・看護状況証明書(民生委員・児童委員の証明) 介護の場合は認定度合の分かる書類
☐	☐	【就学】※予定含む 学校教育法に基づく大学・専修学校等や、職業能力開発促進法に基づく職業訓練等	在学証明書(就学先の任意様式) 授業日数及び時間が確認できるカリキュラム等 } 両方提出
☐	☐	【求職活動】	◎求職活動申告書 ◎求職活動支援機関等利用証明書
☐	☐	【育児休業】 ※在園児の同一保育所継続入所のみ	◎就労証明書 ◎育児休業証明書 ◎育児休業に伴う保育所入所の取り扱いに関する申請書

◆その他、上記に該当しない場合については、こども未来課へお尋ね下さい。

◆「◎」の付いている書類はこども未来課所定の様式です。読谷村ホームページからダウンロードできます。

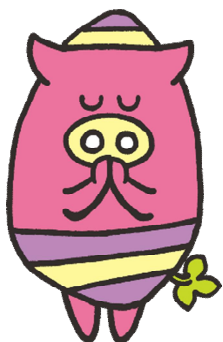


読谷村役場 HP → 子育て・教育(よみたんで子育て) → 保育所・こども園・幼稚園(保育園・幼稚園) → 令和9年度村立保育所・認可保育園及び認定こども園(2号/3号)入所のご案内 → 申込に必要な様式一覧

③ 該当する世帯のみ提出が必要な書類

提出 チェック	状 況	提出書類
☐	令和8年1月2日以降 読谷村に転入した方	支給認定保護者の①と②について確認できる書類の提出 ①本人確認ができる書類(運転免許証やパスポート等) ②マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード・ マイナンバー通知カード・個人番号記載の住民票の写し)
	保護者の一方が村外在住中の場合	
☐	外国籍の方	2025 年1月から 12 月の収入が分かる書類 (W2 など)
☐	ひとり親世帯 ※ひとり親であっても同居人がおり、事実 婚とみなされる場合は、ひとり親世帯とは なりません。	いずれかひとつ ・ 児童扶養手当証書の写し ・ 母子父子家庭等医療費受給者証の写し ・ 婚姻していないことがわかる父 (母) の戸籍謄本 ※婚姻歴の無い母 (父) 子世帯は「寡婦控除のみなし適用」の 相談をしてください。(P. 8 参照)
☐	生活保護世帯	被保護証明書(中部福祉事務所で発行) ※世帯全員が記載されているもの。
☐	同世帯に心身障害者(児)がいる方	いずれかひとつ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、 特別児童扶養手当証書
☐	村外在住で令和9年3月5日までに 読谷村に転入予定の方	◎転入・転居に関する誓約書 ※転入予定のアパート契約書の写しや建築確認書の写し等がある場 合は併せて提出してください。
☐	特別支援保育を希望する方	◎障がい状況の分かる医師の診断書等 ・必要に応じて、特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳、 療育手帳等の写し ・発達検査結果の写し
☐	アレルギーのある方	◎アレルギーに関する確認票
☐	上の子が幼稚園・認定こども園・保育 所等(企業主導型保育施設等)に在 園している方	◎在園証明書(P. 7 参照)
☐	上の子が村外の幼稚園等に在園し ている方	◎在園証明書(P. 7 参照)

※各種証明書の発行については、お時間がかかるものもございます。入所申込の受付期間に間に合うよう、余裕をもって発行（記入）依頼をしてください。また、証明書記入依頼をする際はもれなく記入していただくよう、ご依頼ください。



<お願い>

受付時に提出書類が不足していたり、記入もれがあり受付できず

返却となる方が多数いらっしゃいます。

提出前に必ずご確認ください！

■ 保育所に関するQ&A ■

【申込に関する事項】

Q1. 令和8年度の入所申込みをしましたが、待機となっています。令和9年度4月入所の申込みは必要ですか？

A1. 申込みが必要です。(令和8年度の入所申込みは令和9年3月31日までが有効期限です)

Q2. 現在、読谷村外に住んでおり、これから読谷村へ転入予定です。申込みできますか？

A2. 村外の方の申込みも受付します。ただし、4月入所にかかる新年度入所向け申込みは令和9年3月5日(金)までに、年度途中入所向け申込み(5月入所以降)は入所前月の20日までにそれぞれ転入手続きをすることが条件です。

※認定こども園においては、転入先住所が入所を希望する認定こども園の対象校区かどうかにも利用調整に影響するため、転入先住所が申込時に確認した内容と異なる場合は、校区外児童と同等の利用調整を行います。

Q3. 令和8年10月に出産予定です。4月の入所申込みはできますか？

A3. 申込みできます。(4月に6か月になる児童は9月7日～10月2日の入所申込受付時に申込みことができます。5月に6か月になる場合は、3月にお申ください)

ただし、新規入所申込にあたっては、育児休業を条件に入所することはできません。(P.3 参照)

Q4. 現在は認可保育園を利用しています。令和9年度は認定こども園への入所を希望していますが、新規の申込となりますか？

A4. 新規の申込となります。その際、利用調整の結果、希望する認定こども園への入所ができなかった場合、在園している保育園をそのまま退所(園)となることもあります。

Q5. 申込書提出後、就労先や就労時間等が変わりました。手続きは必要ですか？

A5. 必要です。就労先だけでなく、提出書類の内容に変更があった場合は、すみやかにこども未来課へご連絡ください。10月30日までに就労証明書など書類の再提出があれば利用調整(入所調査表点数)の変更を行います。

【入所調整に関する事項】

Q6. 申込み順が早いほうが有利ですか？長く待機であるほど優先されますか？

A6. 申込み順や待機の期間によって有利になることはありません。

【入所後に関する事項】

Q7. 入所決定後、転園はできますか？

A7. 年度途中の転園は原則できません。年度の切替時に転園希望をすることはできますが、新規申込みと同等の選考となります。在園している保育園を保障するものではありませんので、選考の結果、転園を希望する園に入所できなかった場合、そのまま退所となることもあります。

Q8. 4月から入所しますが、家庭の都合等により1日から10日まで欠席となる場合も保育料は発生しますか？

A8. 保育料は発生します。また、ご質問の場合においても月額保育料が発生しますので、ご了承ください。(保育料の日割り計算等はありません)

【認定こども園に関する事項】

Q9. 令和8年4月からは喜名幼稚園が閉園し、法人が運営する認定こども園ができると聞きました。幼稚園から認定こども園になって何が変わりますか？また、これまでの公立幼稚園で行っていた教育内容の引継ぎをはじめ、どのような教育・保育内容になりますか？

A9. これまで喜名幼稚園では5歳児の幼児教育を行ってきました。認定こども園に移行するにあたり、幼児教育と保育を同一施設内で一体的なサービスの提供を行い、利用できる年齢も0歳～5歳となるほか、施設利用可否を問わず地域内の保育相談や子育て支援相談も行う施設となります。

また、これまで公立幼稚園が行ってきた取り組みを引き継ぎ、小学校や地域との連携行事等も積極的に行いながら、運営法人の特色を出した教育保育の展開を予定しています。

※施設や教育保育内容の詳細を知りたい方は、運営法人へ直接お問い合わせください。

※今後も村の施設移行方針に基づき、公立幼稚園から認定こども園への移行を順次行うことを予定しています。

Q10. 認定こども園では、同年齢児に1号認定と2号認定がいる場合、別々のクラスで異なった教育・保育が行われるのでしょうか？

A10. 人数によりクラスが複数になることがあります。別々の教育・保育内容を提供するのではなく、1号認定と2号認定がそれぞれ同じクラスのなかで同一の教育・保育を提供します

※ただし、「保育の必要な事由」の該当有無により、申込を行う認定区分が異なります。同じクラス内でも1号認定と2号認定では利用時間や土曜日の受け入れ等が異なりますので、ご注意ください。

Q11. 認定こども園への入所を希望していますが、認可保育園への入所を同時に希望している場合、併願することはできますか？

A11. 併願については、P.2に記載しているとおり、併願できる場合と併願できない場合があります。読谷村役場こども未来課で申込受付を行い、利用調整を行うもの同士の申込は併願することができません。

ご質問の場合、認定こども園1号認定と認定こども園2号認定の併願はできません。また、認定こども園2号認定と認可保育園2号認定を希望する場合は、併願ではなく、申込書類「保育所入所申込兼支給認定申請書（児童台帳）」において希望する園をそれぞれ記入して申込をすることとなります。

※その際、第1希望の入所希望園によって、利用調整が異なることがあります。（P.5参照）

Q12. 入所申込時点では無職ですが、認定こども園の利用はできますか？

A12. 1号認定については、保護者が就労していない等、「保育の必要な事由」に該当しない場合に申込することができます。2号認定および3号認定については、就労のほか「保育の必要な事由」に該当しない場合は申込することができません。（P.5参照）

※1号認定の一時預かり保育料（午後の預かり保育）は有償となります。

※入所後に「保育の必要な事由」が新たに発生した場合は、P.5に記載しているとおり、1号認定から2号認定への切替を行うことができますので、こども未来課までご連絡ください。

■ 幼児教育・保育の無償化について ■

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化がスタートしました。3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもが対象となります。認可保育所（園）・認定こども園へ入所している児童については無償化にかかる申請の必要はありません。

※無償になるのは保育料のみです。給食費は保護者の負担となり、直接保育所等へお支払いいただきます。

※0～2歳児のお子様については、これまで通り保育料に給食費が含まれていますので、別途お支払いいただく必要はありません。

■ 保育所や認定こども園では、下記の特別保育事業も実施しています ■

障がい児等保育事業

●利用対象児童

心身の発達に何らかの遅れ等があり、かつ、保護者が就労しているなど、保育を必要とする児童が対象です。集団保育が可能かどうかを確認し、適さない場合は利用できません。

●申込み方法

入所申込時に、診断書等（こども未来課様式）や専門医療機関の発達検査結果の写しを提出し、特別支援保育を希望する旨、申し出てください。

（身体障がい児及び療育手帳・特別児童扶養手当等の対象児は、その写しを添付して下さい。）

※受付後に障がい児保育を希望しても対応できません。場合によっては退所頂く事もあります。

●体験入園の実施

入所申込後、集団保育に適するか等を判断するため、体験入園等を行います。

※保育園の定員の関係により利用できないことがあります。あらかじめご了承ください。

一時預かり事業

※詳しくは、各保育所へお問合せ下さい。

○実施園 読谷村保育所、読谷村南保育所

○利用できる方

- 1— 保護者の疾病、入院等により緊急一時的に保育を必要としている場合（月15日を限度とする）
- 2— 保護者のリフレッシュのため利用したい場合（週1日程度）
- 3— 保護者の就労形態等により、週3日を限度として保育が継続的に困難となる場合

○保育料 1日／1,500円 半日／950円

※希望する保育所へ事前予約（相談）が必要です。定員等により受け入れ出来ない事もありますので、ご了承ください。

■ 読谷村の認可保育施設・認定こども園一覧 ■

村立保育所										
施設名等		定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	延長保育	一時保育
読谷村保育所	住所：高志保 1406 番地 TEL：958-3024	67	3	9	15	20	20	—	○	○
読谷村南保育所	住所：楚辺 1030 番地 1 TEL：956-4179	70	3	12	12	20	23	—	○	○

私立認可保育園										
施設名等		定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	延長保育	一時保育
社会福祉法人 わかたけ保育園	住所：都屋 266 番地 TEL：956-1835	140	18	24	26	26	26	20 (25)	○	×
社会福祉法人 喜名保育園	住所：喜名 2272 番地 7 TEL：958-5038	140	12	30	30	24	24	20	○	×
社会福祉法人 のぐさ保育園	住所：比謝 286 番地 TEL：956-6609	120	15	24	27	27	27		○	×
NPO 法人 きりん保育園	住所：都屋 315 番地 TEL：956-9061	100	9	14	24	20	20	13	○	×
社会福祉法人 南古堅保育園	住所：古堅 452 番地 TEL：989-7087	100	12	18	18	20	22	10	○	×
学校法人 咲く原保育園	住所：比謝 279 番地 2 TEL：956-4976	75	6	20	18	16	15	—	○	×
社会福祉法人 たけのこ保育園	住所：古堅 509 番地 TEL：988-7780	90	9	12	15	18	18	18	○	×
社会福祉法人 わらび保育園	住所：波平 54 番地 10 TEL：958-0966	90	9	18	18	18	27	—	○	×
社会福祉法人 ふれ愛保育園	住所：比謝 188 番地 2 TEL：956-3565	75	6	12	18	19	20	—	○	×
社会福祉法人 わかたけ北保育園	住所：長浜 1647 番地 TEL：958-4141	109	18	24	24	20 (22)	13 (24)	10	○	×

※5歳児の受入人数が少数になった場合は、4歳児との合同クラスになることがあります。

小規模保育事業所										
施設名等		定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	延長保育	一時保育
一般社団法人 ぽのぽの保育園	住所：古堅 641 番地 1 TEL：989-8533	19	6	6	7	※この施設は0歳～ 2歳までを保育する施設です。			○	×
いずみ保育園	住所：古堅 513 番地 TEL：956-9057	19	6	6	7				○	×

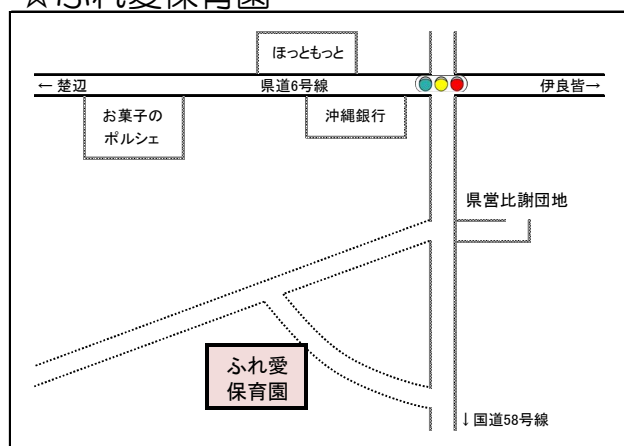
※ぽのぽの保育園の3歳児以降にかかる連携施設は、読谷村南保育所、ふれ愛保育園、喜名こども園です。
※いずみ保育園の3歳児以降にかかる連携施設は、わらび保育園、ふれ愛保育園です。

幼保連携型認定こども園 (公私連携型)											
施設名等			定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	延長 保育	一時 保育
社会福祉法人 喜名こども園	住所：字座喜味 2976 番地 1 TEL：098-979-7711	1 号	26	—	—	—	5	7	14	×	×
		2 号	49	—	—	—	10	13	26	○	×
		3 号	28	6	10	12	—	—	—	○	×

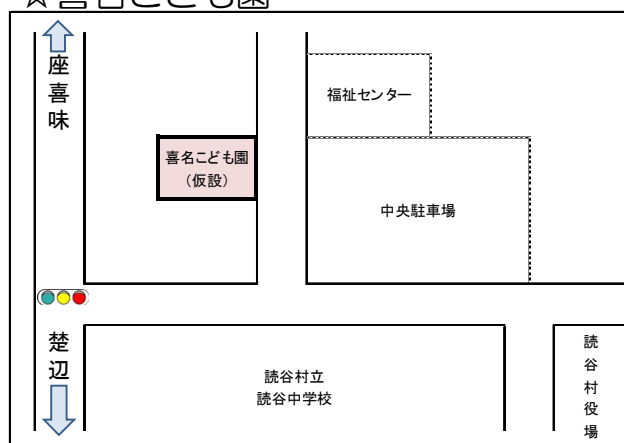
※定員数は受け入れ人数ではありません。保育士の確保等の状況により受け入れ人数が変動することがございます。

※()はR8年4月1日時点の受け入れ人数です。

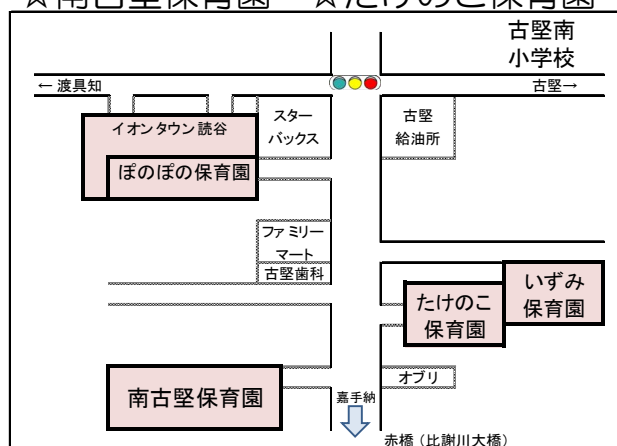
☆ふれ愛保育園



☆喜名こども園



☆南古堅保育園 ☆たけのこ保育園



↑ ☆ぽのぼの保育園 ※イオンタウン読谷内
☆いずみ保育園